

西宮市議会議員

たかのしん

政党無所属・33才

- ◆苦楽園小・苦楽園中・関学高・関学大（法）卒業
- ◆元・阪急不動産（株）/阪急阪神不動産（株）勤務



◆市役所には「計画」や「プラン」が多すぎます！

多大な労力と費用が投じられている計画策定業務。計画等の削減と簡素化を求めました。

■計画策定業務の現状

市役所では各部署が様々な計画・方針・プラン・ビジョン等（以下、計画等）を策定しています。計画等の策定には市職員の多大な労力や多額の委託費・印刷費等が投じられているにもかかわらず、その効果が不透明なものも多く「策定すること自体が目的となっているのでは？」と感じる機会が多くあります。私は、貴重な人員と財源を市民サービスの向上にあてるため、計画等の数を減らすとともに、策定する計画等についても内容や手順を簡素化すべきと考えています。このたび調査を行ったところ、本市には127件の計画等が存在し、コンサルティング会社等に支払った委託料は約3億9千万円、印刷費は約1,700万円にのぼることが判明しました。

計画等の策定数	127件
(うち、法的な策定義務がないもの)	(62件)
(うち、補助金等の条件になっていないもの)	(102件)
委託料	約3億9,000万円
印刷費	約1,700万円

※策定・改定年度にかかわらず、現時点で効力を有している全ての計画等を調査。ただし、外部に公開していない計画等は除く。費用には、策定年度が古く金額不明のものや、審議会委員への報酬等を含まない。

■全庁的な見直しを！

計画等には法的な策定義務があるものや、国から補助金を受ける条件となっているものもありますが、本市が策定する127件のうち52件は、そのいずれにも該当しません。まずはこうした計画等の必要性を精査し、理念的な記載が多く実務との関連性が低いものや、市内部でしか活用されていないものは、策定を取りやめるべきです。また、長大な計画等については、最低限のボリュームに絞る必要があります。抽象的な「策定の背景」や計画内容とリンクしない「アンケート結果」、膨大な「資料編」等、実際の施策に直結しない事項や、複数の計画等に重複して掲載されている事項は削減するべきです。策定に向けた手順についても、本質的な議論の場だけを残し、形式的な手続はできる限り省かなければなりません。

本会議の一般質問で行った私の指摘に対し、市は必要性の検討や計画等の統合に取り組む考えを示しました。こうした見直しが全庁的に進められるよう必要な提言を続けてまいります。

2022年度決算について

9月議会で発表された前年度決算では、一般会計の単年度収支が約48億円の赤字となり、市の貯金である財政調整基金を21億円も取り崩す結果となりました。今後はさらなる収支の悪化が見込まれ、基金の枯渇も懸念されます。ここ数年の決算は、土地の売買に伴う臨時的な収入や新型コロナ対応に伴う交付金等の影響で見かけ上は良好な数値を示していましたが、危機的な状況がついに表面化したものです。私は以前から財政状況の厳しさを指摘し、具体的な改善策を提言してきました。にもかかわらず、市が本格的な取り組みを進めず今回の事態を招いたことに強い不満を抱いています。引き続き、徹底的な行政改革を求めてまいります。

◆緑豊かな住環境を守り抜くために。

多くの地域が風致地区に指定されている西宮市。緑地率等の規制を厳格に適用するべきです。

■風致地区に指定されていても…

自然と調和した緑豊かな住環境は「文教住宅都市」を掲げる本市の大きな魅力です。こうした街並みを守るために、本市では多くの地域が建築物の高さ・緑地率・後退距離等を制限する風致地区に指定されています。建物完成時には市職員が現地で基準に合致していることを確認していますが、その後で「緑地率に算入されている箇所を舗装し駐車スペースとして使用する」「本数が定められている高木・中木を切ってしまう」といった事例が発生しています。こうした行為は良好な自然環境を毀損するとともに、制度の形骸化を招きます。また、意欲的に緑を保全している所有者との公平性の観点からも、大きな問題です。

■実効性と抑止力を高めるべきです！

風致地区条例への違反が発覚した場合、市は所有者に対して是正を促します。しかし、法的な拘束力のない行政指導の範囲では、是正に応じない所有者も多いのが現状です。条例上は命令・罰金といった

手法が定められているものの、本市でこれらの適用に至った事例はありません。悪質な行為や是正指導に応じない場合には強力な措置を講じ、実効性や抑止力を高めるべきです。私の質問に対し、市は行政処分も視野に入れて対応する考えを示しました。

また、意図的にルールを破る所有者は悪質ですが、規制の内容を把握しておらず、気づかぬうちに違反状態を招いている場合もあると思われます。現在風致地区に関する周知は、市窓口でのパンフレット配布やホームページへの掲載にとどまっているため、私は広報を強化する必要性を訴え、前向きな答弁を得ることができました。引き続き、風致地区条例の適切な運用を求めてまいります。

◇風致地区の制限内容（第3種の場合）

高さ	15m以下	道路からの 後退距離	2m以上
建ぺい率	40%以下	隣地からの 後退距離	1m以上
緑地率（※）	30%以上	建築物の接する 地盤面の高低差	6m以下

※10 m²につき 3.5m 以上の高木 1 本、1.5m 以上の中木 2 本が必要

◆認知症診断の受診を促進するべきです！

高齢化により認知症を抱える方は増加の一途。対応を進めるには、早期発見が最も重要です。

■認知症対策の重要性

65 歳以上の高齢者に占める認知症患者の割合は 20 %程度とされ、本市では 2 万人程度の認知症高齢者がいらっしゃると推計されます。この割合や人数は高齢化の進行に伴い、今後さらに高まると予想されます。認知症は本人だけでなく見守る家族にとっての負担も大きく、発生や進行を抑える認知症予防が重要度を増しています。認知症はかつて「もの忘れ」のようにとらえられ、対策が可能な症状と考えられるることはあまりありませんでした。しかし現在では、認知症の型によって薬で進行を遅らせることや、早期治療による改善が可能となっています。だからこそ、早期発見が大きな鍵を握っています。

■認知症診断の受診勧奨を！

認知症やその前段階とされる軽度認知障害の診断は、チェックリストを用いた回答や問診・スクリーニング検査等で行われます。こうした認知機能を直接的に確認する手法に加え、脳画像検査・血液検査等による診断も実施されています。自覚症状の有無にかかわらず、一定以上の年齢の方にこれらの受診を促すとともに、各種健診のメニューに位置づける等、受診しやすい仕組みづくりが欠かせません。

こうした取り組みについての見解を質したところ、市は認知症診断制度の創設に前向きな姿勢を示しましたが、開始時期については明言ませんでした。早期の実現を目指して、提言を続けてまいります。

■PROFILE / 鷹野 伸（たかの しん）

1990（平成 2）年 3 月生まれ。西宮市立苦楽園小学校・苦楽園中学校・関西学院高等部・関西学院大学法學部卒業。大学在学中、「甲東ヌーヴェルヴァーグ・ウインドオーケストラ」を設立（初代代表）、進学塾「関学ゼミナール」講師を務める。2012 年、阪急不動産株式会社（現：阪急阪神不動産株式会社）に入社。新築分譲マンション部門にて約 6 年半勤務。2019 年 4 月の西宮市議会議員選挙にて初当選、現在 2 期目。行政書士試験合格者、宅地建物取引士。

【お問い合わせ先】 mail@takanoshin.jp / 070-1524-7109

【事務所住所】 〒662-0812 西宮市甲東園 3 丁目 1-37-308

※外出している場合が多いため、ご来訪の際は事前にご連絡くださいませ。